

議案第 3 号

小城市放課後児童健全育成事業実施規則の一部を改正する
規則

小城市放課後児童健全育成事業実施規則（平成 27 年小城市教育委員会規則第 15 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 27 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市放課後児童クラブの定員を変更するため、小城市放課後児童健全育成事業実施規則の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市放課後児童健全育成事業実施規則の一部を改正する
規則

小城市放課後児童健全育成事業実施規則（平成 27 年小城市教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 桜岡第 1 放課後児童クラブの項及び桜岡第 2 放課後児童クラブの項中「40 人」を「45 人」に改め、同表岩松第 2 放課後児童クラブの項中「20 人」を「50 人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の小城市放課後児童健全育成事業実施規則の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

議案第3号 小城市放課後児童健全育成事業実施規則（平成27年小城市教育委員会規則第15号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
名称	位置	定数	名称	位置	定数
桜岡第1放課後児童クラブ	小城市小城町166番地	40人	桜岡第1放課後児童クラブ	小城市小城町166番地	45人
桜岡第2放課後児童クラブ	小城市小城町166番地	40人	桜岡第2放課後児童クラブ	小城市小城町166番地	45人
(略)			(略)		
岩松第2放課後児童クラブ	小城市小城町岩蔵1941番地	20人	岩松第2放課後児童クラブ	小城市小城町岩蔵1941番地	50人
(略)			(略)		